

シルバーパス利用者の急激な負担増を抑制する対策の実施を求める 意見書

平成18年度課税分から住民税の老年者控除が廃止され、公的年金等控除も縮小される。これにより、収入は変わらないにもかかわらず住民税が非課税から新たに課税となる人が、東京都の高齢者の約1割、20万人に及ぶと言われ、本市においては240人発生する。

住民税の税額や課税か非課税かは、介護保険料、国民健康保険料、都営住宅家賃など各種施策の所得制限や負担額の基準となっているため、多くの分野に影響が広がろうとしている。とりわけ、シルバーパス利用者の費用負担の急激な増加が深刻な問題となる。住民税が非課税から課税となることで、費用負担は1,000円から一気に2万510円にはね上がってしまう。このままでは、70歳以上の高齢者のうち7万7,000人がこの大幅負担増に直面することになる。さらに、法改定に基づく高齢者の住民税非課税措置の段階的廃止が来年度から実施されると、その影響は一層大きなものとなる。

現在でも2万510円の負担は重過ぎるとの声がシルバーパス利用者から多数出されている。そのことは、高額パスの利用が伸びていないことにもあらわれている。

最近の都議会でも、都の福祉保健局長が、税制改定によりシルバーパス利用者に影響が及ぶことを認め、「慎重に対処する」との答弁を行っているとのことである。

よって、本市議会は、東京都に対して、シルバーパス利用者の急激な負担増を抑制するため、所得に応じて3,000円から1万円までの段階的費用負担区分を設けることや、分割払いを導入することなどの対策を実施するよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月22日

三鷹市議会議長 金井 富雄